

平成 19 年 11 月 1 日

1 号機の起動操作再開について

当所 1 号機は起動操作中のところ、原子炉保護系における原子炉圧力の計測に用いている計器の元弁が、本来開いているべきところ閉まっていたことにより、原子炉圧力の計測が正しく行われていなかったことから、保安規定に定める「運転上の制限」*¹を満足していないと判断するとともに起動操作を中断しました。

その後、閉まっていた計器の元弁を開き、原子炉圧力の計測が正常に行われていることを確認したことから、運転上の制限を逸脱している状態から復帰しました。
(平成 19 年 10 月 30 日お知らせ済み)

その後、類似の弁について問題がないことを確認し、準備が整ったことから、11 月 1 日午前 4 時頃より、起動操作を再開しております。

なお、計器の元弁が閉まっていた原因については、引き続き調査します。

以 上

* 1 運転上の制限

保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置にもとづき対応することになる。